

宇城市農業委員会農地形状変更指導要綱

令和2年12月1日制定

令和5年6月12日改正

(目的)

第1条 この要綱は、田畑転換等農地の形状変更（以下「形状変更」という。）に関し、必要な指導を行うことにより、優良農地の確保と近傍農地その他の被害の防止を図り、農地の有効活用と農業生産力の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 形状変更 耕作する目的で農地に盛土又は掘削を行い形状を変更するもので、農地法第4条第1項に規定する農地転用に該当しないものをいう。

(事業主体)

第3条 形状変更を行う事業主体は、当該農地の所有者及び耕作者（農地法又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する耕作目的の貸借権のある者に限る。）とする。

(基準)

第4条 形状変更は、次の各号に掲げる基準を守って行うものとする。

- (1) 盛土又は掘削する目的が耕作のためであり、盛土又は掘削後において耕作の用に供すること。
- (2) 盛土の高さは、次のとおりとする。ただし、水はけをよくする必要があるなど、形状変更後の耕作に必要であると判断でき、かつ安全が確保される場合には、この限りではない。

ア 平地の場合は、1メートル以内、かつ周辺道路の高さ未満とすること。

イ 傾斜地等の場合は、造成レベルから隣接地の高低差が原則2メートル（山間地においては3メートル）以内とすること。

- (3) 盛土土羽は安定勾配（1：1以上）を保つこと。
- (4) 掘削の深さは1メートル以下であること。ただし、水はけをよくする必要があるなど、形状変更後の耕作に必要であると判断でき、かつ安全が確保される場合には、この限りではない。

- (5) 形状変更に伴い土砂、雨水等が周辺農地、道路等に流出することのないように適切な措置をとり、かつ境界から30cm程度以上引き施工すること。
- (6) 形状変更に伴い周辺農地の営農に支障が生じないよう排水の確保その他適切な措置をとること。
- (7) 隣地が農地の場合は、所有者（所有者と耕作者が異なる場合には、耕作者を含む。）の同意をとること。
- (8) 形状変更に係る工事の規模は次のとおりとする。ただし、この規模を超えるものは、一定期間耕作できなくなる事又は周辺の農地、道路及び水路に与える影響が大きいことから、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による一時転用の許可（以下「一時転用許可」という。）を要するものとする。
 - ア 工事期間は1年未満とすること。
 - イ 施工面積は3000平方メートル未満とすること。ただし、盛土や掘削で50センチメートル未満の工事（盛土が周辺道路の高さを超える場合又は施工場所が傾斜地等の場合を除く）については届出不要とする。
- (9) 盛土に使用する土は、耕作に適した土で廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物）が混入していないこと。
（届出）

第5条 形状変更を行おうとする事業主体は、工事開始前に農地形状変更届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）及び農地形状変更承諾書（様式第2号）に次項に掲げる書類を添付して農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 届出書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 届出に係る農地（以下「届出地」という。）及びその周辺の分かる図面（位置図）
- (2) 届出地の公図写し
- (3) 届出地の土地登記事項全部証明書
- (4) 形状変更計画平面図
- (5) 排水計画図
- (6) 形状変更計画縦横断面図
- (7) 周辺の土地、家屋、水路、道路等の被害防止対策を図又は文書に記載したもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審査に必要な書類
（審査及び報告）

第6条 会長は、届出書の提出があったときは、書類審査及び現地審査並びに届出地を担当

する農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見聴取を行い、届出内容が第4条各号に適合することを審査する。

- 2 会長は、前項の審査及び意見聴取の結果をもとに、農地形状変更現地確認通知書（様式第3号。以下「確認通知書」という。）により事業主体に通知し、農業委員会総会で報告するものとする。

（事業の実施）

第7条 前条第2項の確認通知書を受けた事業主体は、速やかに工事に着手し、届出書に記載した期間内に工事を完了し、耕作を開始するものとする。

（進捗状況報告）

第8条 工事期間が6月を超える場合、事業主体は確認通知日から6月後速やかに農地形状変更進捗状況報告届（様式第4号）を会長に提出するものとする。

（完了報告）

第9条 事業主体は工事が完了した場合には、農地形状変更完了届（様式第5号。以下「農地形状変更完了届」という。）を速やかに会長に提出するものとする。

（計画変更）

第10条 事業主体は、第6条第2項の確認通知書を受けた後に形状変更計画を変更する場合には、農地形状変更計画変更届出書（様式第6号）を会長に提出するものとする。

- 2 農地形状変更計画変更届出書に添付する書類は、第5条第2項に定める書類のうち、変更箇所に係る書類とする。
- 3 変更時に諸事情により、工事期間を延長する場合、着工日から1年半を超える場合は、一時転用許可を要するものとする。

（届出後の指導）

第11条 会長は、必要に応じ現地調査を行い、受理した計画に従い工事及び耕作が行われるよう指導し、計画どおりに実行されない場合は、事業主体に対し理由書の提出を求めるものとする。

- 2 形状変更が行われた農地については、農地形状変更完了届提出後3年間は農地として利用し、農地転用を行わないこととする。ただし、真にやむを得ない理由があり、形状変更が当初から農地転用を目的としたものでないと判断できる場合は、この限りではない。

（責任義務）

第12条 事業主体は、形状変更により周辺の農地、農作物、道水路その他について損害を与えた場合又は紛争が発生した場合は誠意と責任をもってその解決に当たることとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、会長及び事業主体が協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。